

第1編 法人税法等に関する改正

I 災害特例の常設化に関する改正

1 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

〔制度の概要〕

(1) 中間申告

普通法人（清算中のものを除きます。）は、その事業年度（一定のものを除きます。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額をいいます。以下同じです。）などの所定の事項を記載した申告書（以下「中間申告書」といいます。）を提出しなければならないこととされています。

ただし、前期基準額が10万円以下である場合又はその金額がない場合には、中間申告書の提出をする必要はありません（旧法71①）。

(2) 仮決算の中間申告書の記載事項等

上記(1)の普通法人（一定の法人を除きます。）がその事業年度開始の日以後6月の期間を一事業年度とみなしてその期間（以下「中間期間」といいます。）に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、中間申告書に代えて、その所得の金額又は欠損金額などの所定の金額を記載した申告書（以下「仮決算の中間申告書」といいます。）を提出することができることとされています。

ただし、上記(1)ただし書に該当する場合又は仮決算の中間申告書に記載すべき法人税額が前期基準額を超える場合には、仮決算の中間申告書を提出することができません（旧法72①）。

〔改正の内容〕

(1) 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

災害（注1）のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額（注2）がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とします。）を還付することとされました（法72④、78①、復興財源確保法33②）。

（注1） 災害とは、震災、風水害及び火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます（法72④、法令150の2②）。以下同じです。

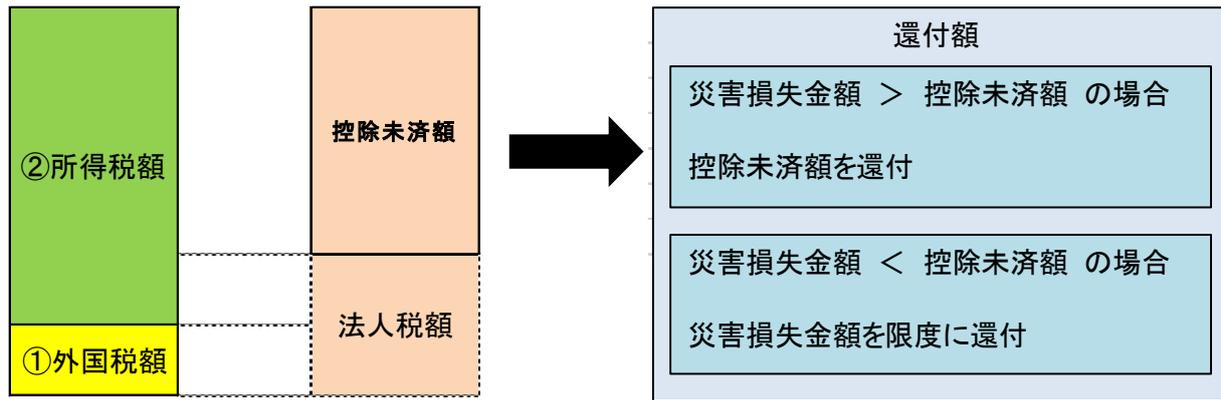
（注2） 災害損失金額とは、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額で、資産の滅失等により生じた損失の額（*1）、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額（*2）及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（*3）（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（法令150の2④）。以下同じです。

（*1） 資産の滅失等により生じた損失の額とは、災害によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）をいいます（法令150の2④一）。

（*2） 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額とは、災害によりその資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害によりその資産を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する土砂その他の障害物を除去するための費用、その資産の原状回復のための修繕費及びその資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額をいいます（法令150の2④二）。

（*3） 被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額とは、災害によりその資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額をいいます（法令150の2④三）。

《イメージ図》



(2) 仮決算の中間申告書が提出できる場合の見直し

中間期間に生じた災害損失金額がある場合には、〔制度の概要〕の(1)ただし書に該当するときにおいても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされました（法72④④）。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)の制度の適用を受ける仮決算の中間申告

- (i) 仮決算の中間申告書とその提出期限までに提出する必要があります（法71、72④、73）。
- (ii) 外国税額と所得税額の両方がある場合には、①外国税額、②所得税額の順に控除を行うとしたときに控除しきれない所得税額が対象とされます（法72④一）。
- (iii) 【制度の概要】の(1)ただし書に該当する場合に上記(1)の適用を受けるときの地方法人税については、中間申告書の提出は必要ありませんので、別表一（一）等の「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄には何も記載しないでください（地方法17①）。

ロ 上記(1)の制度の適用を受けた後の中間期間の属する事業年度の確定申告

- (i) 仮決算の中間申告で還付を受けた金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されません（法26①）。
- (ii) 仮決算の中間申告で還付を受けた金額は、確定申告において改めて所得税額の控除（又は還付）を受けることはできません（法68③）。
- (iii) 法人税額から控除する所得税額の損金不算入の規定により損金不算入とされる金額は、仮決算の中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除（又は還付）を受ける金額の合計額になります（法40）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の20、81の29）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、同日以後に仮決算の中間申告書の提出を行う場合に適用されます。

2 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入

〔制度の概要〕

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前1年以内に開始したいずれかの事業年度（(1)において「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち青色欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされています（旧法80①）。

本制度の適用を受けるためには、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する必要があります（旧法80①③⑤）。

- (1) 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- (2) 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により期限内に提出していること。
- (3) 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

また、青色欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額を併せて還付することとされています（旧地方法23①）。

なお、中小企業者等（注）以外の法人の平成4年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、清算中に終了する事業年度の欠損金額等を除き、欠損金の繰戻しによる還付の規定を適用しないこととされています（旧措法66の13①）。

（注） 中小企業者等は、50ページⅦ4【制度の概要】の(2)の中小法人とその範囲は同じです。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入

災害（注1）のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（注2）がある場合には、その事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の前日1年（青色申告である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました（法80①⑤）。

また、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額を併せて還付することとされました（地方法23①）。

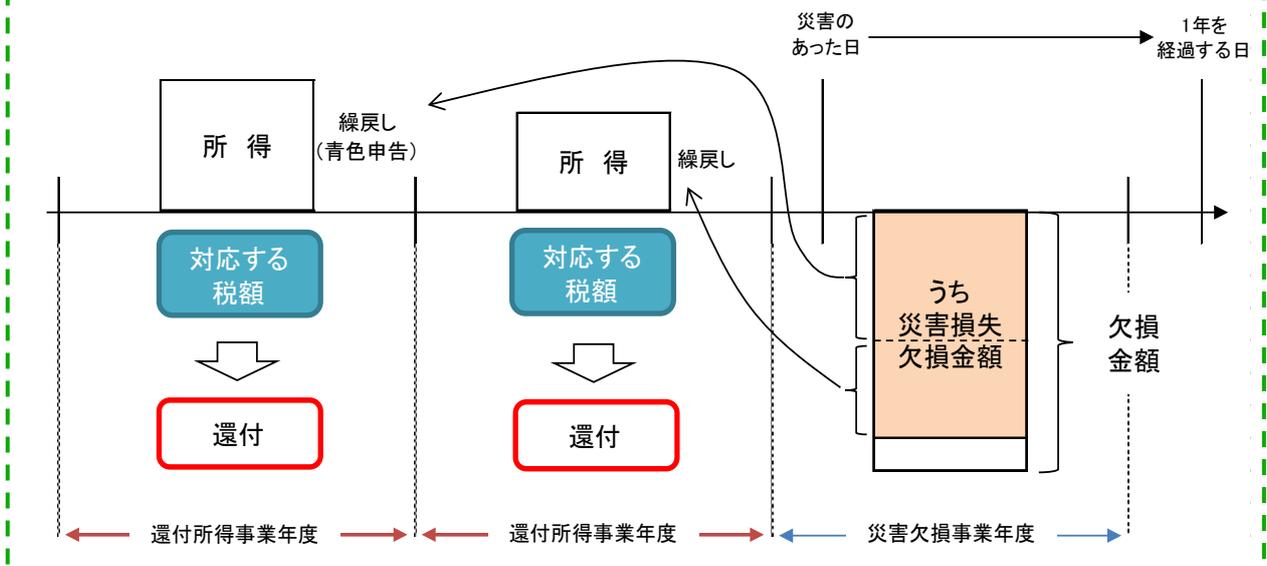
（注1） 災害は、1ページⅠ1【改正の内容】の(1)（注1）の災害とその範囲は同じです（法80⑤、法令154の3②）。

（注2） 災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失の額（*）に達するまでの金額をいいます（法80⑤）。以下同じです。

（*） 災害損失の額は、1ページⅠ1【改正の内容】の(1)（注2）の災害損失金額とその範囲は同じです（法令154の3④）。

＜イメージ図＞

＜確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図＞



○ 法人税の還付額の計算

本制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額 (分母を限度)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(2) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外の対象となる欠損金額の見直し

上記(1)の改正に伴い、中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外の対象となる欠損金額に、災害損失欠損金額が追加されました（措法66の13①ただし書）。

申告に当たっての注意点

- イ 法第80条第1項による青色欠損金の繰戻しによる還付制度とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金の額が1億円を超える法人であっても、上記(1)の制度(以下「本制度」といいます。)の適用を受けることができます(法80①⑤、措法66の13①)。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です(法80①③⑤⑥)。
 - (イ) 還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。
 - (ロ) 所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書又は仮決算の中間申告書(以下「確定申告書等」といいます。)の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。
なお、仮決算の中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限ります。
- ハ 前期基準額が10万円以下である又はその金額がないため法人税の中間申告を要しない場合でも、本制度による仮決算の中間申告をすることができます(法72①)。
この場合、仮決算の中間申告書に記載した法人税額等に基づき地方法人税の中間申告を行う必要があります(地方法17①②)。
- ニ 仮決算の中間申告で本制度の適用を受けた場合には、中間期間の属する事業年度の確定申告において、次のことに注意してください。
 - (イ) 仮決算の中間申告により還付金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額を確定申告時の災害損失の額から控除します(法80⑤)。
 - (ロ) その確定申告で本制度の適用を受ける場合には、還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から仮決算の中間申告で繰戻しの対象とした法人税額及び災害損失欠損金額を控除した残額を対象として、繰戻しによる還付の金額の計算をすることになります(法80②)。
 - (ハ) 仮決算の中間申告で繰戻しの対象とした災害損失欠損金額に相当する金額は、その中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します(法27)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(法81の5の2、81の31、措法68の98)。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます(改正法附則1)。したがって、同日以後に確定申告書等の提出を行う場合に適用されます。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度分の法人税につき確定申告書を同日前に提出した事業年度については、同年5月1日までに還付請求書の提出を行った場合に本制度が適用される措置が講じられていました(改正法附則22、26、通則法10②)。

(参考) 上記1及び2の適用を受ける場合の申告書等の記載例等については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/saigai.htm)をご参照ください。

3 被災代替資産等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定非常災害（注1）に係る特定非常災害発生日（注2）から特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの間に、被災代替資産等の取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をして事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、特別償却ができることとされました（措法43の3）。

（注1） 特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。以下同じです。

東日本大震災後の災害では、平成28年熊本地震が特定非常災害に該当します（平成29年4月28日現在）。

（注2） 特定非常災害発生日とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の特定非常災害発生日をいいます。以下同じです。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人に限られていませんので、青色申告書を提出する法人以外の法人も、本制度の適用を受けることができます（措法43の3①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である被災代替資産等とは、被災代替資産（注1）又は被災区域内供用資産（注2）をいいます（措法43の3①）。

（注1） 被災代替資産とは、法人が有する建物等（建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。以下同じです。）で特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなったものに代わるものとして、その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物等（その規模が被災した建物等と同程度以下のもの等に限ります。）で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法43の3①、措令28の3）。

（注2） 被災区域内供用資産とは、被災区域（*）及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において事業の用に供した建物等で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法43の3①）。

（*） 被災区域とは、その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます（措法43の3①）。

(3) 特別償却限度額の計算

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法43の3①②）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

特別償却割合は、資産の種類及び取得等の時期に応じて、次の割合となります。

取得等の時期 資産の種類	特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間	特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後
建物又は構築物	15%（18%）	10%（12%）
機械及び装置	30%（36%）	20%（24%）

※ 表中の括弧書の割合は、中小企業者等（注）に適用されます。

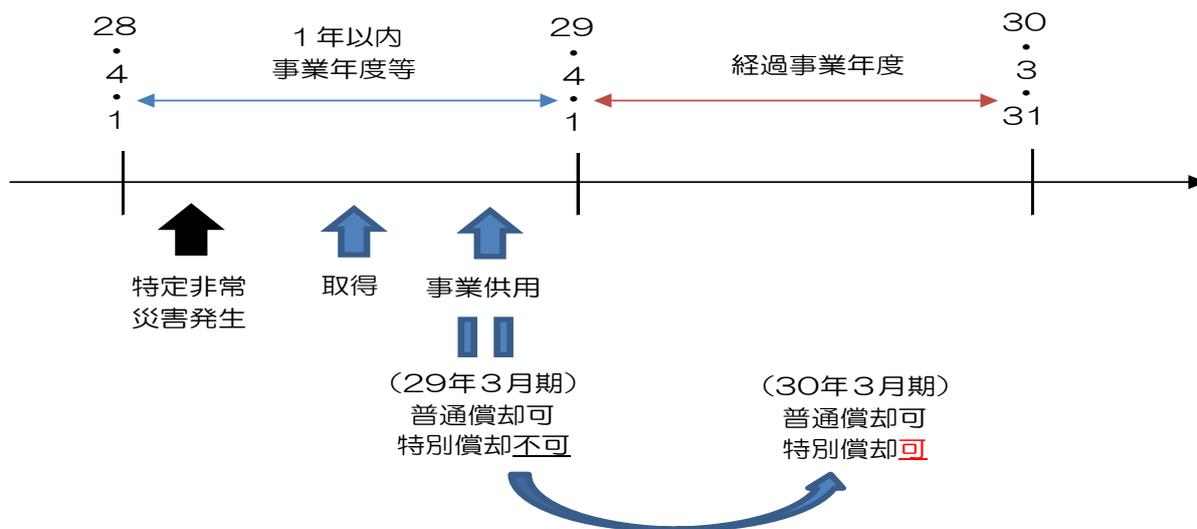
（注） 中小企業者等は、50ページⅦ4を参照してください。

(4) 平成29年4月1日を含む事業年度に係る経過措置

平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度に取得等をして事業の用に供した特例被災代替資産等（本制度を適用したならば被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産をいいます。）については、他の特別償却等に関する規定の適用を受けていない等の一定の要件の下、同日を含む事業年度において、その特例被災代替資産等に係る特別償却限度額に相当する金額を特別償却不足額等とみなして、その特例被災代替資産等の償却限度額を計算することができることとされました（改正法附則67③④）。

《イメージ図》

＜3月決算法人の場合＞



申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります。ただし、明細書の添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められる場合で、明細書の提出があったときは、本制度の適用を受けることができます（措法43の3③）。
- ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した被災代替資産等については、本制度の適用はありません（措法 43 の 3 ①）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 18、改正法附則 82④⑤）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則67②、82③）。

4 その他

○ その他、災害特例の常設化について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入（法27、81の5の2）	○ 中間期間において生じた災害損失欠損金額について繰戻しによる還付の適用を受けた場合には、仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は、その中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。	—
(2) 中間申告書の提出を要しない場合（法71の2、81の19の2、88の2、地方法16①⑩）	○ 法人税及び地方法人税の中間申告書の提出について、通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等						
<p>(3) 土地の譲渡等がある場合の特別税率 (措法62の3⑧、68の68⑧、措令38の4⑤、39の97⑩、措規21の19⑮～⑰、22の62③④)</p> <p>(措法62の3④二の二)</p>	<p>○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置のうち確定優良住宅地等予定地のための譲渡等に係る適用除外措置について、その適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内にその土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、その予定期間の初日からその予定期間の末日後2年以内の日までの間に、その譲渡の全部又は一部がその土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき証明がされたときは、その予定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p> <p>○ 適用除外措置の対象に、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合が追加されました。</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業</p> <p>ロ 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業</p>	<p>土地の譲渡等がある場合の特別税率の制度は、平10.1.1から平32.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>						
<p>(4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法64①三の六・三の七、68の70①、改正法附則69①②、84①②)</p>	<p>○ 本制度の適用対象に、次に掲げる土地等が次に掲げる事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含みます。）に買い取られ、対価を取得する場合が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="491 913 1157 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 913 1005 947">土地等</th> <th data-bbox="1005 913 1157 947">事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 947 1005 1059">地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等</td> <td data-bbox="1005 947 1157 1059">公共施設の整備改善に関する事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1059 1005 1153">地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等</td> <td data-bbox="1005 1059 1157 1153">その第二種市街地再開発事業</td> </tr> </tbody> </table>	土地等	事業	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等	公共施設の整備改善に関する事業	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等	その第二種市街地再開発事業	<p>平29.1.1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等又は同日以後に住宅被災市町村となった市町村の区域において施行される第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されます。</p>
土地等	事業							
地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等	公共施設の整備改善に関する事業							
地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等	その第二種市街地再開発事業							
<p>(5) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法64の2⑰、68の71⑱、措令39⑳、39の99⑲、措規22の2⑪⑫、22の64⑩⑪、改正法附則69④、84④)</p>	<p>○ 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となった場合には、その指定期間の初日からその指定期間の末日後2年以内の日までの間に、代替資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その指定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p>	<p>指定期間の末日が平29.4.1以後である収用等に係る特別勘定について適用されます。</p>						
<p>(6) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法65③、68の72③、改正法附則69④、84④)</p>	<p>○ 換地処分等に伴い特別勘定を設けている法人が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となった場合には、その指定期間の初日からその指定期間の末日後2年以内の日までの間に、代替資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その指定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p>	<p>指定期間の末日が平29.4.1以後である換地処分等に係る特別勘定について適用されます。</p>						
<p>(7) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (措法65の4①二十、改正法附則69⑤、84⑤)</p>	<p>○ 本制度の適用対象に、被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合が追加されました。</p> <p>イ 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合</p>	<p>平29.1.1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用されます。</p>						

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①二十一の二・②、68の75②、改正法附則69⑥、84⑥)	ロ 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分によりその事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合	平29. 1. 1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において被災市街地復興土地区画整理事業が施行される場合における保留地の対価の額に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用されます。
(8) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法65の8⑱、68の79⑳、措令39の7㉔、39の106㉞、措規22の7⑪⑫、22の69⑪⑫、改正法附則69⑬、84⑬)	○ 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、買換資産の取得指定期間内にその取得をすることが困難となった場合には、その取得指定期間の初日からその取得指定期間の末日後2年以内の日までの間に、買換資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その取得指定期間を2年の範囲内で延長できるとされました。	取得指定期間の末日が平29. 4. 1以後である譲渡をした資産に係る特別勘定について適用されます。
(9) 災害等による期限の延長 (通則法令3②、改正通則法令附則2)	○ 災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、その期限を延長することができることとされました。	平29. 4. 1以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用されます。